

ガレージさかどん 利用規約

第一条 目的

この規約は、ガレージさかどん（以下「当ガレージ」という）が管理・運営する施設・設備・備品（以下「各施設」という）を、円滑かつ適正に利用頂くため必要な事項を定めたものです。

第二条 利用資格

- 1) 各施設を利用しようとする者は、民法等日本国の法律に基づき、法律を遵守し以下の内容に該当しないこと。万が一、当該利用者が以下のいずれかに該当することが判明した場合又は該当することとなった場合には、当ガレージは該当者に対して事前の通知なく一方的に利用資格を抹消することができるものとします。
 - a) 申請に際して虚偽の事実を申告した者
 - b) 公序良俗に反する団体と関係がある者
 - c) 集団的又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
 - d) 無差別大量殺人行為を行った団体の規定に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
 - e) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者及びこれらのために庫内部分等を利用しようとする者
 - f) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者
 - g) 貸金業の規制等に関する法律第24条第3項に定義される取立て制限者、又はこれらに類する者
 - h) その他法律に違反する形態で事業を行う者
- 2) 1)に該当しない者で、各施設を利用しようとする者は以下の利用資格を満たすこと。
 - a) 工作・整備作業による危険性と自己責任の原則を理解し、自身の所有物を自身で行う場合の利用であること。
 - b) 満18歳以上の身分が証明できる者であること。未成年は別途保護者同意書を提出していること。
 - c) 過去に利用資格が取り消し・除籍された事実の無い者。
 - d) 別に定める「会員登録申請」を当ガレージに提出することにより、当利用規約に同意したとみなし、審査の後、当ガレージから利用承認を受け、会員となること。
 - e) 会員ではないものは、当利用規約に同意し、同意書を提出すること。後日、会員登録申請を必ず行うこと。
- 3) 当ガレージが求めた場合は以下の書類を提出すること。
 - a) 守秘義務契約(NDA)に同意し、守秘義務契約書を提出すること。
 - b) 保護者同意書
 - c) 自身を証明する公的発行書類（住民票・免許証コピー等）
 - d) 具体的な利用計画書
- 4) 原則として、各施設を利用しようとする者すべてが資格を満たすこと。

第三条 利用申請

- 1) 第二条利用資格を満たした本人が、自身の利用申請することが可能とする。
- 2) 利用申請は、ウェブサイト上の専用フォームから、利用時間問わず毎回使うごとに申請する。
 - a) 専用フォームが難しい場合はLINE等で当ガレージへ直接連絡することで申請とする。
 - b) 申請内容として、氏名、作業内容、利用開始時間と終了時間を記入すること。

- 3) 申請をすることで各施設利用の予約を兼ねるが専有するものではなく、利用権を申請することとする。よって申請をもって利用権を得たとする。
- 4) 後日の申請は原則認められない。もし申請していない事実があった場合は、利用中であれば判明した段階からの申請を行うこと。利用後であれば申請をし、当ガレージへ別途連絡すること。

第四条 自治会

- 1) 利用資格のあるもので、別に定める個別契約書に基づき月額利用者となった者は、当ガレージが定める自治会へ加入することができる。
- 2) 自治会は、その利用者が共同して当ガレージを管理・運営・維持していく協力関係者とする。
- 3) 自治会は、当ガレージに委託された運営・管理作業等について、積極的な協力をしていくものとする。その際の責任については当ガレージが負うものとする。
- 4) 自治会参加者は、積極的に話し合いや活動等へ参加するものとする。
- 5) 自治会参加者は、自治会で知り得た情報を他言することを禁ずる。

第五条 再委託

当ガレージは、当ガレージの提供に当たり当ガレージが必要と認めた場合には、業務の全部又は一部を外部の第三者に再委託することができる。この場合、当ガレージは、当該再委託先（以下「再委託先」という）に対し、個人情報・機密情報の取り扱いの他、利用契約等所定の当ガレージの義務と同等の義務を負わせるものとする。

第六条 利用の開始

- 1) 利用開始は、申請した時間から開始とする。遅参等で遅れて開始する場合でも申請した時間から開始とする。
- 2) なるべくLINE等で開始することを告知すること。
- 3) 利用名簿にも開始の旨を記入すること。

第七条 利用の変更・中止・取り消し

- 1) 利用の日時、目的、内容等を変更又は利用を取り消そうとするときは、所定の届け出をし、当ガレージの許可・承認を受けること。尚、変更の内容によってはこれを認めない場合がある。
- 2) 第一条利用資格(1)に該当した場合又は該当することとなった場合は、利用中であっても事前の通知なく一方的に利用資格を抹消することができるものとする。
- 3) 運営上必要な設備等の保守作業又は天災等の不可抗力により中止・取り消し等が必要であると判断した場合、事前の通知又は承諾を要せずに利用権の中止・取り消し・延期等が行えるものとする。
- 4) 他の利用者、当ガレージ、周辺住民に悪影響を与える恐れがあると判断した場合、又は以下の項目に該当すると判断した場合、申請中・利用前・利用中に関わらず利用をお断り、申請の却下を行う。
 - a) 公序良俗に照らし合わせて当ガレージ及び自治会が不相当と判断する車輛等の入庫
 - b) 当ガレージの都合でレンタルガレージの開催を中止とする場合
 - c) 当ガレージ及び自治会の指示に従わなかった時、及び施設管理上支障があると認められる場合
 - d) 所定の期日までに利用料金を納入していない場合
 - e) 申請に際して虚偽の記載が判明した場合、又は利用申請時とは異なる目的・内容で各施設を使用した場合
 - f) 法律、条例、規則、会員規約、管理要領及びこの規約等に反した場合
 - g) 各施設の利用権を第三者に譲渡、転貸、売買した場合
 - h) その他公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき（内容の可否については当ガレージが判断する）
- 5) 利用中断や取り消しであってもそれに伴う一切の損害補償は行わない。

- 4) 利用の取り消しを行う場合は事前に連絡するものとする。その際のキャンセル料として前日は50%、当日は100%の料金を利用者は請求されるものとする。

第八条 各施設の貸し出し

- 1) 基本的な設備や工具については、状態を確認の上貸し出しを行う。その際、貸し出し表がある場合は記入して利用すること。
- 2) 工具の又貸しは不可とする。
- 3) 共有するものであることを自覚し、丁寧に扱うこと。
- 4) 返却は、元の位置へ戻した上で、破損、汚損、紛失、欠品、故障等ないか確認し、貸し出し表があれば返却時間を記入する。
- 5) 各施設を利用するために必要な消耗品は原則利用者が用意すること。
- 6) その他共有物に関しては、原則として同じ扱いをすること。

第九条 作業場所

- 1) 作業場所は原則共有部を中心に利用すること。
- 2) あまり広さを取らない作業は、シャッター側の軽作業場を利用すること。
- 3) 他利用者とお互いに邪魔にならないよう配慮し合うこと。
- 4) 原則として専有部へ立ち入らないこと。

第十条 作業ルール

- 1) 利用者は、当ガレージの利用に際して以下の作業ルールを守ること。
 - a) 常に整理整頓を心がけること
 - b) 自身の所有物（特に工具）にはなるべく記名すること
 - c) 共有物と混ざらぬように心がけること、混ざった場合も共有物を紛失しないようにすること
 - d) タイヤやホイール、マフラーなどもビニールをかぶせて名前を記入するなど記名に努力すること
 - e) 床に工具を放置しないこと
 - f) 原則、配布する買い物かごで工具を入れ、区分することに務めること
 - g) 喫煙はガレージ外で行うこと
 - h) 火気はなるべくガレージ外で扱うこと
 - i) 発電機等のガソリンや灯油を使用する機器を扱う場合は、なるべく当ガレージや自治会などの関係者が立ち会う場合のみ取り扱うこと
 - j) 燃料ポンプなど燃料系整備は野外で燃圧開放・燃料すべて引き抜き安全タンクへの保管した後、庫内へ車両を持ち込むこと
 - k) 自身で発生させたゴミは各自で必ず持ち帰ること
 - l) 廃油は処理箱で処理し各自が必ず持ち帰ること
 - m) 廃タイヤは必ず持ち帰ること
 - n) 廃材（木材、鉄、ステンなど）も基本的には持ち帰ること
- 2) ウェブサイト等で別に定める作業ルールも守ること。

第十一条 利用料金

- 1) 原則として申請時に前払いを行うこととする。
- 2) 月額利用者は、別に定められた個別契約書に基づき支払うこととする。
- 3) 支払いに必要な振込手数料とその他の費用は、利用者負担とする。

第十二条 専有部

- 1) 月額利用者の一部には専有部が割り当てられるが、必ずしもその場所が専有できる保証を行っているわけではないことに同意する。
- 2) 専有部についての管理責任はその区画の利用者にあるものとする。
- 3) 専有部は、安全性や可用性等の理由で必要な場合は、当ガレージ又は自治会が状況によって判断した上で利用者的一切の承諾なく、割当や配置の変更等が行えるものとする。
- 4) その他別に定められた個別契約書に基づき利用すること。

第十三条 私物の持ち込み

- 1) 利用者が持ち込んだ者について、当ガレージは一切の責任を負わない。
- 2) 利用者が持ち込んだ物について、専有部に在するものはその利用者が一切の責任を負うこととする。
- 3) 利用者が作業に必須と思われる装備・工具などは自ら用意すること。持ち込まず、安全性等に問題があると判断した場合、利用権・利用資格の中止・取り消しなどを行うものとする。
- 4) 所有権の所在が明確ではない物について、その事実が認められた日から30日保留の後に所有者が現れなかった場合、所有権は当ガレージとなることに同意するものとする。

第十四条 利用の終了

- 1) 利用時間の終了は、申請した時間で終了とする。尚、延長する場合は再度その時刻からの申請をし直すこととする。
- 2) 利用時間の終了までに、各施設の片付け・清掃・工具等の返却を済ませること。
- 3) 終了時に使用した工具等の返却のチェックを行い、工具が揃っていること、破損等が無いことを確認すること。
 - a) 破損、汚損、紛失、欠品、故障した事実がある場合、実費で弁償して頂きます。
- 4) なるべくLINE等で終了することを告知すること。
- 5) 利用名簿にも終了の旨を記入すること。

第十六条 禁止事項

- 1) 利用者は、当ガレージの利用に際して以下の行為を行わないこと。
 - a) 本規約に違反する行為
 - b) 利用権・利用資格の無い者の作業
 - c) 虚偽の申請等でのなりすまして利用する行為
 - d) 犯罪行為又は、犯罪行為に結びつくおそれのある行為
 - e) 公序良俗に反するかあるいは社会的に不適切な行動と解される行為
 - f) 利用資格もしくは承認を受けていない施設等への立ち入り
 - g) 盗難車、事故・犯罪の痕跡を隠蔽・消滅する目的での利用
 - h) 火気・危険物・動物・その他施設管理上不適切であると認められる物品の持ち込み
 - i) 指定された場所以外での作業・飲食・喫煙を行う行為
 - j) 指定された場所・方法以外で火気を取り扱い、作業の安全が確保できないと判断される行為
 - k) 発生したゴミ・廃油・廃タイヤ・鉄くず等の放置
 - l) 肌の露出・暴れる・物を投げる・飛び跳ねるなど身体的危険な行為
 - m) 暴言・誹謗中傷などで他の利用者や当ガレージ等への名誉・信用を傷つける行為
 - n) 騒音・大声・違法駐車など近隣への迷惑行為
 - o) 当ガレージや自治会、他の利用者の指示に従わず、作業の安全が確保できないと判断される行為
 - p) 法令や条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - q) 他の利用者や当ガレージの知的財産権その他の財産権・権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- r) 他の利用者や当ガレージの保有する財産若しくはプライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - s) 当ガレージの運営・維持管理を妨害する行為又は運営・維持管理に支障をきたす行為
 - t) 他の利用者・当ガレージ・自治会が入手した情報を不正に改竄、もしくは不正に取得する行為
 - u) 他の利用者・当ガレージ・自治会に関する情報の収集を目的とする行為
 - v) 当ガレージの承諾無く本ガレージや利用権・利用資格を転用・売却・再販する行為
 - w) 虚偽の情報を掲載する行為・上記を助長するおそれのある行為
 - x) その他当ガレージや自治会が不適切と判断する行為
- 2) これらの禁止行為に違反し、悪質と判断した場合は警察や関係機関に通報を行う。
- 3) 利用者は、前項のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当ガレージもしくは自治会へ通知するものとする。
- 4) 当ガレージは、利用者の行為が前項のいずれかに該当した場合又は該当することとなった場合は、事前に利用者に通知することなく、利用中であっても事前の通知なく一方的に利用資格を抹消することができるものとする。ただし、当ガレージは、利用者の行為又は利用者が提供する情報（データを含む）を監視・監督する義務を負うものではない。

第十七条 個人情報・機密情報の取り扱い

- 1) 当ガレージ及び利用者は、当ガレージ利用の遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号以下同じ）を当ガレージの利用遂行の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。
- 2) また同じく当ガレージ利用遂行のため相手方より開示された営業上又は技術上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
- a) 相手方から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - b) 相手方から開示された後、自らの責によらず公知となったもの
 - c) 相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - d) 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの
- 3) 前項の定めについて、以下の場合には除外するものとする。
- a) 情報の受領者の弁護士、税理士、公認会計士、監査法人に対して、必要な範囲で開示する場合
 - b) 権限のある官公署からの要求に対して、必要な範囲内で開示する場合
 - c) 訴訟その他の裁判手続きにおいて、裁判所の要請、決定または命令により、裁判所に対して必要な範囲で開示する場合
- 4) 情報の受領者（以下「受領者」という）が第三者に秘密情報を開示する場合には、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
- 5) 受領者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、
- 6) 受領者は、相手方より開示された秘密情報を当ガレージ利用遂行目的の範囲内でのみ使用するものとし、当ガレージ利用遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができるものとする。この場合、当ガレージ及び利用者は、当該複製または改変された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。
- 7) 前項の規定に拘らず、当ガレージが自治会等へ再委託を行う場合には再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。ただしこの場合、当ガレージは再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとする。
- 8) 受領者は、相手方の要請があったときは秘密情報（複製、改変した秘密情報も含む）を相手方に返還又は消去するものとする。

- 9) 当ガレージは、利用者による個人情報・機密情報の取得・取扱・運用・操作ミス・トラブル等について、いかなる義務並びに責任も負わない。

第十八条 免責事項

- 1) 各施設を利用する際に発生した死亡・事故・怪我その他損害において、当ガレージは一切の責任を負わない。自身の所有物に対して自身が自ら作業をすることを前提とし、場所・時間・各施設・工具等の提供を目的としており、発生した事件・事故・怪我その他損害について当ガレージ及び自治会は、その責任と損害の賠償責任を一切負わない。
- 2) 利用者は、各施設の利用に際し、他者・自治会及び当ガレージに与えた損害の一切の責任を負うものとする。該当損害については利用者の責任と実費をもって解決し、当ガレージに損害を与えないこととする。また当ガレージが損害を被った場合は、速やかに補償することに同意する。
- 3) 当ガレージが、利用者の利用権や利用資格を停止・取り消し・中断等を行った場合、事由の如何を問わず一切の損害賠償義務を負わないものとする。
- 4) 本規約に反する、あるいはそのおそれがある行為や情報開示がある場合には、利用権や利用資格の取り消しなどを行う場合がある。その際利用者は当ガレージの行った処置について、異議を申し立てることはできないものとする。
- 5) その他本規約に反した行為・不正もしくは違法な行為によって利用者が当ガレージに損害を与えた場合、当ガレージは該当利用者に対して相応の損害賠償の請求を行なうことができるものとする。
- 6) 利用者が自発的に開示した情報により、他の利用者・第三者・自治会及び当ガレージとの間における紛争、誹謗中傷、いやがらせ、詐欺、ストーカー行為等の被害を受けた場合、同被害に基づく損害について、一切責任を負わないものとする。
- 7) 当ガレージが保有する個人情報や漏洩した場合、当ガレージに過失の無い事由によるものについては、利用者に対してその損害を賠償する責めは一切負わないものとする。
- 8) 当ガレージは、利用者への事前の通知なくして、本規約に違反した可能性のある利用者や自治会への、あらゆる法的措置及び救済措置をとることができるものとする。
- 9) 当ガレージは、提供する環境・情報・状態について、その完全性、有用性などいかなる保証も行わない。
- 10) 当ガレージは、利用者・自治会・他者に対する、利用権・利用資格の変更・中止・取り消し、内容の変更及び提供する環境・情報・状態に伴う一切の損害・損失・その他の費用の賠償又は補償から免責されるものとする。
- 11) 当ガレージは、利用者への事前の通知なくして、本規約や利用ルールの諸条件、運用規則又は利用内容を変更することがあり、利用者は利用規約同意書の提出をもってこれを承諾するものとする。

第十九条 協議等

本規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとする。

第二十条 合意管轄

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2020年4月1日 制定

2020年4月22日 改定